| 4 環境への負荷の少ない循環型社会の推進|

4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

基本目標「環境への負荷の少ない循環型社会の推進」を実現するために、基本施策「3Rの推進に向けた意識の醸成」等を実施することで、本県の環境は以下の環境像(平成 32 年)のような社会となることが期待されます。

『環境への負荷の少ない循環型社会の推進』により目指す島根県の環境の将来像

日常生活においては廃棄物を出さない取組がすっかり定着し、ものの本来の値打ちを無駄に することなく活かしていく「もったいない」という昔ながらの考え方が、県民運動として様々 な行動に広がっています。環境にやさしいことが商品購入の優先的な条件となり、スーパーな ど小売店では、詰め替え商品など環境配慮型製品が数多く陳列・販売され、全ての消費者がマ イバッグを持参しています。

事業者は、自らが排出する廃棄物のリサイクル等により最終処分量をゼロにする取組や生 産・流通・使用・廃棄といった製品のライフスタイル全体を通じて天然資源等投入量の最小化 を目指す取組を積極的に展開しています。

また、中山間地においては豊富な森林資源や堆肥などのバイオマスを利活用した地域拠点の 整備が進んでいます。生ごみなどのバイオマスは、地域における小規模なバイオマス活用プラ ント等による利用が進んでいます。



4-1.3Rの推進に向けた意識の醸成

現況と課題

ごみ減量化、再使用、再生利用を推進するため、ごみ排出量やごみ再資源化率**等の数値目 標を設定し施策を展開しています。一般廃棄物の排出量は、現在、目標値の水準で推移してお り、今後も排出抑制が進むと見込まれます。また、旧計画策定以降、国において、循環型社会 の形成を推進するための基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定されると ともに、「容器包装リサイクル法」等のリサイクル関連法が整備され、循環型社会推進に向け た取組が進められています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会から、物を大切にし、豊かな自然をいつくし む県民性をはぐくみつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構 築していくために、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理により、天然資 源やエネルギーの消費抑制、環境への負荷の低減を図ります。

【循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等目標の設定】

島根県では、「しまね循環型社会推進計画」に基づいた循環型社会構築に向けた取組を推進 していきます。排出量の目標については一般廃棄物・産業廃棄物ともに目標値の水準で推移す る見込みです。しかし、再生利用に関する目標は達成困難な状況であり、新たなリサイクル製 品の開発やリサイクル商品の販路の拡大を推進していく必要があります。

【レジ袋削減に向けた事業者の取組の加速と県民への周知】

県内の市町村において、レジ袋削減に向けた消費者、事業者及び行政による取組が開始され、 レジ袋の削減、マイバッグ持参率の増加といった効果が現れています。こうした家庭での取組 に向けた支援を行うことにより、県民のごみ問題に対する関心が高まるよう、継続的に意識啓 発を行います。

【環境関連産業の発展に向けた支援の充実】

循環型社会形成の中で発生する廃棄物を有効利用することで、地球温暖化対策や地域活性化 につなげることができます。循環資源の活用は、産業活動と深く結びついており、地域経済の 振興を図ることにもつながることから、積極的に支援することが求められています。

施策目標

環境への負荷の少ない持続的に発展する 「しまね循環型社会」の構築を目指します

県の施策展開

【重点施策】 4-1-1.3Rの推進に向けた意識の醸成				
○リデュース(発生抑制)	ごみの減量化を推進するため、ごみになりにくい製品の利用やマイバ			
の推進	ッグの利用等の普及啓発を行うなど、ごみのリデュース(発生抑制)の取			
	組を促進します。			
○リユース (再使用)の	リターナルびんなど再使用できる商品の利用促進を図るなど、リユー			
推進	ス(再使用)の取組を促進します。			
○リサイクル (再生利用)	資源の循環利用を推進するため、容器包装リサイクル法等リサイクル			
の推進	関連法の適正な運用や「しまねグリーン製品*認定制度」の普及啓発を			
	行うなど、リサイクル(再生利用)の取組を促進します。			



環境指標

項目		現況		目標	
【一般廃棄物】					
〇平成 27 年度の排出量を基準年(平成 20 年度)に対して、 5%以上削減。	千t	H20	241	H27*	229*
〇平成 27 年度の再生利用率を25%以上	%	H20	22	H27*	26*
〇平成 27 年度の最終処分量を基準年(平成 20 年度)に対し て、22%以上削減	千t	H20	39	H27*	30*
【産業廃棄物】					
〇平成 27 年度の排出量を基準年(平成 20 年度)の排出量の1%増以下	千t	H20	1,612	H27*	1,628*
〇平成 27 年度の再生利用率は 61%以上	%	H20	60	H27*	61*
〇平成 27 年度の最終処分量を基準年(平成 20 年度)に対し て、96%以下	千t	H20	411	H27*	395*
【循環型社会形成】					
Oエコショップ [※] 認定店舗数	店舗	H21	264	H27*	300*
〇グリーン製品認定製品数	品目	H21	115	H27*	125*

私たちにできること

県民	 ごみの排出抑制(リデュース) 物を大切に使い、長期の使用、不要なものは買わない 食べ残しや未利用食材廃棄の防止 生ごみの水切りを行うなど、ごみの減量化実施 買い物時には、簡易包装や詰め替え商品、ばら売りの商品を選択 マイバッグの利用 再生品の優先購入 レンタル、リース制度の利用 ごみの再使用(リュース) リサイクルショップやフリーマーケットの活用 リターナブル容器を利用した商品の選択 ごみの再生利用(リサイクル) リサイクル可能なごみの適正分別 リサイクル施設の活用 バイオマスの利活用 適正処理 分別方法や収集日などを守った適正なごみ出し 不法投棄や野外焼却の防止 その他 「しまねエコショップ」を利用し、リサイクル商品や環境ラベルのついた商品を選択 地元の農林水産物や農林水産加工品等を購入するなど、地産地消の推進 環境家計簿やエコファミリーの取組への参加 地域の環境への関心 など
NPO 等	 ・環境美化運動等の率先実施 ・3R についての普及啓発活動を実施し、情報伝達の担い手として、県民のライフ スタイルの変革に向けた先導的な取組を実践 など
事業者	 ごみの排出抑制(リデュース) 壊れにくい製品など製品の長寿命化推進 製造工程における生産ライン、工事手順等の改善、流通工程における容 器包装、販売形態等の改善による廃棄物量の削減 ごみのリユース(再使用) 包装、梱包、充填剤等の繰り返し使用促進 ごみの再生利用(リサイクル) 再生利用を前提とした設計、製造を行い、リサイクルしやすい製品を製造 製造、販売した商品の回収ルートの整備 リサイクル関連法の適用のないものに関する有効利用の推進 事業活動に伴い発生する副産物や不要資源の他事業者での有効利用促進 適正処理 リサイクルが困難なものの適正処理 その他 グリーン購入*促進 設備導入、更新時における、省エネ・省資源タイプ製品の導入 環境マネジメントシステム*の導入・運用 新たな環境産業や環境事業への取組推進 など
行政 (県及び市町	 ・環境マネジメントシステムの導入、運用 ・3R活動の推進 ・地球温暖化対策率先実行計画の策定及び実行 ・グリーン調達方針[*]の作成及び調達の推進
村) 	 ・ 環境配慮型行政の実践 ・ 公共事業におけるリサイクル製品の活用 など
市町村	・循環型社会形成を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定・他の市町村との連携などごみの広域処理の取組の推進 など
県	「しまね循環型社会」の構築の推進市町村が行うごみの広域処理の取組の支援 など

4-2. 環境への負荷の少ない適正処理の推進

現況と課題

依然として後を絶たない不法投棄や野外焼却等の不適正処理事案について、原因者の究明と 厳正な指導を行うとともに、これら不適正処理が行われやすい地域を重点監視地域として、積 極的に監視・パトロール等の諸対策を講じることにより、不適正処理事案の発生と再発抑制を 図ります。

産業廃棄物に対する住民の不安を払拭するためには、安全で信頼できる産業廃棄物処理体制 の確保が必要であることから、排出事業者や処理事業者に対して指導等を継続して実施します。 施策目標

環境への負荷の少ない廃棄物の適正な処理を目指します

県の施策展開

4-2-1.環境への負荷の少ない適正処理の推進

○育成・指導・監視	産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、排出者責任の徹底、マニュ
	フェスト制度の適正な運用、処理業者に対する審査・指導を行います。
	また、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の周知を図る
	とともに、(社)島根県産業廃棄物協会と連携して優良な産業廃棄物処理
	業者の育成に努めます。
○不法投棄の防止	不法投棄を防止するため、監視体制の強化を図るほか、県民、産業廃
	棄物処理業界、市町村等の関係機関との協力体制を強化し、合同パトロ
	ールや不適正処理等の監視・指導、適正処理の普及啓発を図ります。
○海岸漂着ごみの回収・	「海岸漂着物処理推進法」に基づき県の地域計画を作成し、円滑な処
発生防止	理体制や多様な主体の連携の構築を図ります。また、漂着ごみのうち国
	内割合は半分を占めることから、発生抑制に向けた普及啓発を図ります。
○有害化学物質等の対策	廃棄物焼却施設において「廃棄物処理法」に基づくダイオキシン類の
の推進	排出基準に適合した施設稼働が確保されるよう設置者に対する監視・指
	導を行い、環境負荷の低減の徹底を図ります。
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)やアスベスト等の有害廃棄物について適正
	な処理が行われるよう指導を行います。

私たちにできること

県民	・ ごみを排出する際には、地域のルールを守り、不法投棄をしない など
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
NPO 等	・ ごみの適正排出及び分別の呼びかけ
	・ 環境美化運動等の率先実施 など
事業者	・ 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任による廃棄物の適正処理
	・ 有害化学物質の適正処理
	・ 環境意識の普及啓発及び環境美化運動への参加 など
行政	 不法投棄を未然に防止するための監視及び普及啓発
(県及び市町村)	・ 有害化学物質の適正処理の推進 など
市町村	・ 野外焼却(野焼き)に対する指導、啓発の実施 など
県	・ 産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するための監視体制の強化
	・ 排出事業者、産業廃棄物処理業者等に対する指導等の徹底 など